稲敷市新利根総合運動公園体育館改修ESCO事業業務委託

プロポーザル審査(評価)要領

１．選定方法

（１）参加表明については、事務局が確認を行い、審査委員会に報告する。

（２）提案書の選定は、本要領に基づいて評価を行い、その評価結果をもとに審査委員会の審議により選定する。

（３）配点及び評価基準は下記のとおりとする。

２．業務実施上の留意事項（次の場合は委員会において、参加要件の確認を行い参加させるかを判断する。）

（１）企業の前年度売上高が著しく低い場合。

（２）企業の職員数が著しく少ない場合。

（３）企業の同種業務実績がない場合。

（４）業務責任者が同種業務の実績がない場合。

（５）業務責任者が提出者の組織に属していない場合。

（６）業務責任者が１名でない場合。

（７）各担当者が２名以下でない場合。

（８）配置予定の担当者が国家公務員の場合は、国家公務員法１０３条の規定を、

地方公務員の場合は、地方公務員法第３８条の規定をみたしていない場合。

（９）業務責任者が、それぞれ他の担当者を兼任している場合。

（10）業務分野の大部分を再委託する場合。

（11）協力会社が稲敷市の指名停止を受けている期間中である場合。

（12）その他、設定した条件を満たしていない場合。

３．企業の概要、実績等の評価基準　（１次審査)

|  |  |
| --- | --- |
| 評価基準 | 配点 |
| 様式①～④ | 企業の概要、業務実績等 | 資本金、従業員数、同種・類似業務の実績等 | 20 |

※提出された参加表明書及び添付書類を審査し、プロポーザル応募の条件に沿って確認を行い評価を行う。

４．提案書の評価項目及び配点，評価基準　（２次審査）

提出された企画(技術)提案書について、次の評価基準に基づき評価する。なお、提案書の内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない、業務目的に反する記載や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている、実施方針と要求に対する技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていないなどの場合は評価しない。

提案書の評価

提案書の評価は、提案内容の的確性、実現性、技術力等についての評価とする。

採点は評価項目の採点基準に基づき評価点（小数点以下第３位を四捨五入した

【評価項目の採点基準】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目  | 視点  | 配点  |
| 技術点  |  |  |
|   | 総合  | 事業実績等  | 事業者の事業実績等提案全体のバランス  | 　40 |
| 市内事業者  | 市内事業者活用、市内経済への貢献度  | 　10 |
| 設計  | 使用機器  | 使用する機器の特色配置についての考え方  | 　30 |
| 施工  | 安全性  | 施工時の安全配慮  | 40  |
| 品質  | 施工体制等の考え方  |
| 施工工程  | 施工時期等の考え方  |
| 検証業務  | 効果検証  | 検証方式等の考え方  | 20  |
| 環境  | 省エネ  | 地球温暖化対策への貢献度  | 10  |
| 廃棄等  | 既存設備の撤去等計画  |
| 価格 | 工事費 | 工事費の積算根拠の妥当性 | 30 |
| 本市利益点 |  |  |
|   | 省エネ効果 | 価格及び積算根拠の妥当性  | 10  |
| 削減保証額量 | 本市利益の最大化  | 10 |

※評価の採点方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価 | 評価内容 | 採点基準 |
| Ａ | 優れている | 配点×1.00 |
| Ｂ | やや優れている | 配点×0.75 |
| Ｃ | 普通 | 配点×0.5 |
| Ｄ | やや劣っている | 配点×0.25 |
| Ｅ | 劣っている | 配点×0 |

６．参考見積について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の着目点 | 留意事項 |
| 参考見積 | 業務コストの妥当性 | 業務規模と大きく乖離がある場合は非特定 |

※見積書は工事費（設計及び施工監理含）と計測検証費を分けて提出すること。

７．提案書の特定

プロポーザル審査委員会は、提出された技術資料、提案書について、各々の評価基準に基づき算出された合計点が最も高い者を、当該業務に最適な者として特定する。

合計点が同点となった者が複数あった場合は、技術点の総合項目２項の得点合計が大きい提案者を特定者とする。

なお、提案書を提出したものが１者のみであった場合は、その者を上記の評価基準に基づき評価したうえで協議し、審査委員が認めた場合はその者を最適な者として特定する。